

申請書の概要

本年4月28日に、日本製鉄株式会社、日鉄鋼板株式会社、株式会社神戸製鋼所及び株式会社淀川製鋼所(以下「申請者」という。(注1))から提出された大韓民国(以下「韓国」という。)産及び中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。)産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対する不当廉売関税の課税を求める申請書の概要は以下のとおり。

(注1)溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の本邦における総生産高に占める申請者の生産高の割合は50パーセント超である。

1. 不当廉売された貨物の輸入の事実

韓国及び中国から本邦への輸出価格と正常価格(注2)を比較すると、輸出価格が正常価格よりも低いことから、不当廉売された貨物の輸入の事実がある。なお、不当廉売差額率(注3)は、韓国産が10%~20%の間、中国産が30%~40%の間となる。

(注2)関税定率法第8条第1項

(注3)不当廉売差額率(%)=((正常価格-輸出価格)/輸出価格)×100

2. 本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

- (1) 韓国産及び中国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板の輸入量は、2021年4月から2024年9月までの間に、韓国から輸出された調査対象貨物は20万3768トンから35万8093トンに増加し、中国から輸出された調査対象貨物は24万711トンから30万4657トンに増加し、国内需要量に占める輸入量の割合も上昇した。
- (2) 韓国産品及び中国産品の国内販売価格は、2022年度以降、国産品の国内販売価格を著しく下回っており、本邦の産業は輸入品を引き合いに値下げを要求され、又はコスト上昇に応じた値上げを拒否された。
- (3) 上記(1)及び(2)により、営業利益が減少するなど、本邦の産業に実質的な損害が生じた。

3. 以上のことから、韓国産及び中国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対して不当廉売関税の課税を求める。